

令和4年9月13日

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」  
(局長級第六回会合)の開催(結果)

9月13日、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」の局長級第六回会合が開催されました。

1. 今回の会合には、中谷元内閣総理大臣補佐官(国際人権問題担当)出席の下、岡野内閣官房副長官補を議長とし、関係府省庁の代表者(局長級)が出席しました。
2. 会合では、企業による人権尊重を促進するための人権デュー・ディリジェンスのガイドラインに関し、経済産業省から、パブリックコメントを経て策定した最終案について説明があり、これを政府のガイドラインとして、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を決定しました。また、ガイドラインの公表を通じた企業の人権尊重の取組奨励に加えて、経済主体の一つである政府自身が、人権尊重の取組を進めていく観点から、政府調達における人権尊重の取組の考え方についても、関係省庁間で議論を行いました。中谷総理大臣補佐官からは、今後も政府として、どのように企業による人権尊重の取組を後押しができるか、そのやり方を含めて、引き続き議論をしていきたいとの発言がありました。政府としては、引き続き行動計画を着実に実施し、省庁横断的に取組を進めていく考えです。

[参考1] [「ビジネスと人権」に関する行動計画](#)

- ◆ 我が国は、2016年に行動計画の策定を決定。2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018—『Society 5.0』『データ駆動型社会』の変革—」や、「SDGs実施指針改定版」等にその旨盛り込まれている。
- ◆ 2018年、行動計画策定の第一段階として現状把握調査を実施し、「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」及び「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」での議論やパブリックコメントを踏まえて、2020年10月に、「ビジネスと人権に関する関係府省庁連絡会議」において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、本行動計画を策定及び公表。
- ◆ 本行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの導入促進への期待が表明されている。

[参考2] ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議  
昨年10月に策定した「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づく取組を進めるに当たり、

関係府省庁間の連携を図る仕組みとして、令和3年3月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」を設置した。令和3年12月に同連絡会議を「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組した。

[参考3] 人権デュー・ディリジェンス

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において、「人権デュー・ディリジェンス」は、人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処し、情報発信を継続的に実施するプロセスとしている。

[参考4] 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」設置要綱及び構成員（別紙）

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」  
設置要綱

令和3年3月関係府省庁申合せ  
令和3年7月一部改正  
令和3年12月一部改正

- 1 「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下「行動計画」という。）第4章に述べられているところに従い、行動計画の実施及び見直し段階において、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行うため、局長級の関係府省庁施策推進・連絡会議（以下「連絡会議（局長級）」という。）を設置する。
- 2 連絡会議（局長級）の構成員は別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認められるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議（局長級）の円滑な運営を図るため、課長級の関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議（課長級）」といい、連絡会議（局長級）と併せて「連絡会議」と総称する。）を設置することができる。
- 4 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 5 連絡会議の開催に係る事務は、外務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別添)  
令和3年12月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（局長級）」  
関係府省庁構成員一覧

内閣官房	内閣総理大臣補佐官（国際人権問題担当）
★内閣官房	内閣官房副長官補
内閣府	大臣官房政策立案総括審議官
警察庁	長官官房審議官（国際担当）
金融庁	総合政策局総括審議官
消費者庁	次長
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房審議官
外務省	総合外交政策局長
財務省	大臣官房審議官
文部科学省	国際統括官
厚生労働省	大臣官房総括審議官（国際担当）
農林水産省	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省	大臣官房首席ビジネス・人権政策統括調整官
国土交通省	国際統括官
環境省	地球環境局長
防衛省	防衛装備庁長官官房審議官

★議長

(別添)  
令和3年12月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（課長級）」  
関係府省庁構成員一覧

★内閣官房	内閣官房副長官補付内閣参事官
内閣府	大臣官房企画調整課長／テーマ別担当課室長
警察庁	長官官房参事官（国際担当）
金融庁	総合政策局総務課長
消費者庁	参事官（調査研究・国際担当）
総務省	大臣官房総務課参事官
法務省	大臣官房国際課長
外務省	総合外交政策局人権人道課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
厚生労働省	大臣官房国際企画・戦略官
農林水産省	大臣官房参事官（国際戦略グループ長）
経済産業省	大臣官房ビジネス・人権政策調整室長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	防衛装備庁調達管理部調達企画課長

★議長